

議案第32号

北九州市文化財保護審議会の設置根拠の見直しを求める請願について
令和6年10月24日提出

北九州市教育委員会
教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき提出された請願書について、この議案を提出する。

令和6年9月20日

請願書

北九州市教育委員会

教育長 田島裕美 様

[Redacted]

[Redacted]

連絡先 [Redacted]

請願法第3条及び北九州市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき、北九州市の文化財保護審議会に関して、下記のとおり請願します。あわせて、同条第2項の規定に基づき、教育委員会会議においてこの請願に係る事情を口頭で述べることについて許可をくださるよう申請します。

記

請願事項

北九州市の文化財保護行政を充実、向上させるためには文化財保護法第190条第1項に規定する条例に基づく文化財保護審議会の設置が必要と考えるので、その設置の根拠となる条例を制定すること。

請願の趣旨

- 1 本市と広島市を除く指定都市、福岡県、東京都では文化財保護法が定める文化財保護審議会が設置されています。
- 2 現在の北九州市文化財保護審議会の設置の法的根拠は、地方自治法第138条の4第3項に規定する条例である付属機関の設置に関する条例です。
- 3 文化財保護法が定める文化財保護審議会は、同法第190条第3項の規定により教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議することができます。
- 4 一方、現在の北九州市文化財保護審議会は地方自治法第138条の4第3項に基づくため、その担当できる事項は「調停、審査、諮問又は調査」に限られています。このため、文化財保護法に定める文化財保護審議会ができる文化財の保存及び活用に関する重要事項に関する建議ができません。
- 5 諮問を受けるまでもなく、教育委員会が文化財に関して優れた識見を有する者として委嘱した委員が自主的に文化財保護の調査、研究し、その成果を意見として建議できる文化財保護法が定める

文化財保護審議会を設置することは、北九州市の文化財保護行政をさらに充実させ、向上させるものと考えます。この考えに、反対する市民はいないと思います。

6 以上のとおりでございますので、教育長、教育委員の皆さんの御英断により、どうかこの請願を採択して頂き、北九州市の文化財保護審議会の機能を他の自治体並みに高めて頂くようお願いいたします。

関係条文

○請願法

第3条 請願書は、請願の事項を所管する官公署にこれを提出しなければならない。天皇に対する請願書は、内閣にこれを提出しなければならない。

5 この法律に適合する請願は、官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。

○文化財保護法

(地方文化財保護審議会)

第190条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

○地方自治法

第138条の4

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

○付属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の付属機関の設置については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 別表の中欄に掲げる機関は、左欄の執行機関の付属機関として置かれるものとし、その担任する事項は、右欄に記載するとおりとする。

別表(第2条関係)(抜粋)

北九州市文化財保護審議会

教育委員会の諮問に応じ、北九州市に所在する文化財について調査審議すること。



文化財保護審議会での「建議」の状況

都市名	所管等	審議会の 設置根拠法	建議の規定 (条例・規則)		
			条例	規則	なし
北九州市	補助執行	地方自治法 (2市)			○
広島市	補助執行				○
川崎市	教育委員会	文化財保護法 (18市)			○
熊本市	補助執行				○
千葉市	教育委員会				○
名古屋市	教育委員会				○
堺市	市長				○
札幌市	補助執行		○		
新潟市	補助執行		○		
静岡市	補助執行				○
浜松市	補助執行		○		
京都市	補助執行				○
福岡市	補助執行				○
仙台市	教育委員会				○
さいたま市	教育委員会		○		
横浜市	教育委員会		○		
相模原市	教育委員会		○		
大阪市	教育委員会				○
岡山市	教育委員会			○	
神戸市	市長				○
【所管等】			6	1	13

教育委員会 : 9都市
 補助執行 : 9都市
 市長 : 2都市

文化財保護法

(地方文化財保護審議会)

- 第百九十条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。
- 2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。
- 3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

地方自治法

(条例の制定又は改廃の請求とその処置)

第七十四条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

- ② 前項の請求があつたときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに請求の要旨を公表しなければならない。
- ③ 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者(以下この条において「代表者」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- ④ 議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たつては、政令で定めるところにより、代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- ⑤ 第一項の選挙権を有する者とは、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者とし、その総数の五十分の一の数は、当該普通地方公共団体の選挙管理委員会において、その登録が行われた日後直ちに告示しなければならない。(以下、略)

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第百三十八條の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

(略)

- ③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

北九州市文化財保護審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、付属機関の設置に関する条例（昭和38年北九州市条例第97号）第3条の規定に基づき、北九州市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他の構成員並びにその運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、北九州市の文化財について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 審議会に特別の事項を調査するため、専門調査員を置くことができる。専門調査員は、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 専門調査員の任期は、特別の事項の調査が終了する時までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門調査員)

第6条 専門調査員は、審議会が特別に調査審議する事項について、資料の収集及び専門的調査を行う。

(招集)

第7条 審議会は、必要に応じて、会長が招集する。

(定足数及び表決)

第8条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市ブランド創造局総務文化部文化企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則 (昭和43年6月1日教委規則第21号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和51年4月1日教委規則第5号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の北九州市文化財保護審議会規則 (以下「改正後の規則」という。) 第3条第2項の規定によりこの規則の施行の日以後最初に委嘱された委員の任期は、改正後の規則第4条本文の規定にかかわらず、昭和51年7月31日までとする。

付 則 (昭和55年8月1日教委規則第11号)

この規則は、昭和55年8月1日から施行する。

付 則 (平成2年3月30日教委規則第3号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年10月30日教委規則第28号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月30日教委規則第3号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月31日教委規則第10号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年3月29日教委規則第3号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。